参　考　仕　様　書

１　件名

令和８年度「(仮称) 世田谷区第三次男女共同参画プラン」策定支援業務委託

２　履行期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

３　目的

区では、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例の行動計画として、「世田谷区第二次男女共同参画プラン」（以下、プランという。）を策定し、平成２９年度から平成３８年度（令和８年度。２０２６年度）までの１０年間を計画期間として定めている。その後、プラン策定後の社会情勢等の変化を踏まえて見直しを行い、令和４年度から令和８年度の５年間を計画期間とする「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」（以下、後期計画という。）を策定し施策の推進に取り組んでいるところである。

令和８年度に現行プランが期間満了を迎えるにあたり、この１０年間での社会情勢の推移について十分な分析を通じて、社会的課題やニーズを的確に捉え、令和９年度から令和１３年度までの新たな計画「(仮称) 世田谷区第三次男女共同参画プラン」（以下、新プランという。）を策定する。

新プラン策定にあたっては、令和６年度に実施した「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」と、令和７年度に実施した「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」の結果を踏まえ、区民及び区内事業者の実態やニーズを的確に把握、分析したうえで効果的な計画を策定する必要があり、本策定作業を円滑に進めることを目的とする。

４　委託内容

新プランの策定に関する支援業務を行うこと。

令和８年度における本業務は、令和７年度における計画策定に関する検討内容を十分に踏まえて、これまでの取組み、また、社会情勢の変化、区民意識の状況を鑑み、新プラン策定にあたり、各種検討会議体の資料作成及び運営支援、企画立案、国・他自治体の取組み状況や社会動向等の情報収集など、新プラン策定に係る支援業務の委託を行う。本委託事業の実施にあたっては、別紙「「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく取り組みについて」を遵守し、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」及び「世田谷区第二次男女共同参画プラン」の基本理念・基本目標を充分理解したうえで、最新の男女共同参画分野の法令や動向も踏まえ、新プランに反映する等、事業を行うこと。

具体的な業務は、次の内容とする。なお、（１）～（５）、（７）については、社会情勢の変化や、国、都、その他の自治体の取組み及び動向を踏まえ、区の人口や世帯の動向、労働、地域参画、生活実態など整理を行い、区の特色に即した男女共同参画の内容を盛り込んだ資料を作成すること。

（１）「新プランの背景」の検討資料作成

（２）「新プランの概要」、「新プランの数値目標」の検討資料作成

（３）「課題別施策」の検討資料を、現行のプランを踏まえながら作成すること。
（４）法令・計画・指針等の関連資料の取りまとめ
（５）「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」及び「男女共同参画推進部会」会議資料等作成（審議会３回程度、部会４回程度）
（６）「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」及び「男女共同参画推進部会」（審議会３回程度、部会４回程度）に出席し、検討に必要な情報を提供すること
（７）庁内検討会議体の会議資料等作成
（８）庁内検討会議に出席し、検討に必要な情報を提供すること。（８回程度）
（９）新プラン策定に向けたシンポジウム（９月～１０月実施予定）の配布資料及びアンケートの作成、印刷（Ａ４版両面、表紙及び裏表紙は色上質紙、本文２０ページ程度、再生紙または普通紙、平とじ、３００部。アンケートはＡ４版片面、再生紙または普通紙、３００部）
(10) シンポジウム受付業務、発言要旨の作成及びアンケートの集計。シンポジウムの開催にあたっては、チラシの作成・印刷、当日プログラム、配布資料、アンケート原稿を作成すること。また、シンポジウム当日の配布物に音声コードを付すこと。
(11) パブリックコメントのうち、ＦＡＸ、はがき、手紙、シンポジウムにおける提出分(想定３００件)の入力(エクセル形式)
(12) 担当所管課との作業確認、打合せ及び打合せ記録の作成（適宜）
(13) 事業全体のスケジュール管理
(14)「新プラン」（本編及び概要版）の印刷・製本
(15) 上記(１)から(14)の作業実施前の区との確認行為
(16) その他、受託者もしくは区担当課が必要とする業務が発生した場合は、方法等を協議の上行うこと。

５　成果物と仕様

作成物	仕様、部数	納期
「新プラン」本編	Ａ４判　無線とじ　１００ページ程度 ４色刷り １，５００部	区担当課が指定する日
「新プラン」概要版	Ａ４判　中とじ　２０ページ程度 ４色刷り　２，５００部	区担当課が指定する日
実施報告書の作成	Ａ４判　平とじ　　２０ページ程度 １色刷り　１部	区担当課が指定する日
各資料のデジタルデータ	ＣＤ－ＲＯＭ及びＵＳＢ　各１セット ※ データ形式については、事前に区の承諾を得ること。 ※ ホームページコンテンツとして使用するため、区のホームページとの互換性を調整すること。 ※ 納品前に最新のソフトウェアを用いてウィルスチェックを行うこと。	区担当課が指定する日

※報告書（及び概要版）には、音声コードを指定された位置に印刷し、かつ、音声コードが印刷されていることがわかるよう「切欠き」を入れること。なお、音声コードの仕様の詳細は別紙２によること。音声コード作成に使用するソフトウェアは、多数のユーザーの音声コード読取機器に対応するコードを作成できる製品とし、次の参考規格品と同等程度の製品（以下、同等品という）とすること。同等品による場合は、事前に区の承諾を得ること。

【音声コード作成ソフトウェアの参考規格品】

「JAVIS Appli」（製造者：特定非営利活動法人日本視覚障がい情報普及支援協会）

６　権利の帰属

上記業務により作成した成果物、資料、データ等の権利は世田谷区に帰属する。

７　支払方法

検査合格後、請求に基づき支払う。（１回）

８　瑕疵等の修正

（１）成果物の納品後瑕疵あるいは運用上の不都合が判明した場合には、速やかに修補のための措置を講じなければならない。

（２）前項の規定による瑕疵の修補は、双方の協議により処理するものとし受託業者は誠意をもって対応すること。

９　個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項

（１）受託者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

（２）受託者は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を所管課長に通知し、所管課長の承諾を得なければならない。また、再受託者にも、この契約を遵守させなければならない。

（３）受託者は、個人情報を所管課長の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

（４）受託者は、契約を終了したとき、又は所管課長が個人情報の提出を請求したときは、その保有する個人情報を直ちに所管課長に返還しなければならない。

（５）受託者は、個人情報の全部又は一部を所管課長の許可なく複写し、又は複製してはならない。所管課長の許可を受けて複写又は複製したときは、委託業務の終了後直ちに当該複写物又は複製物を焼却又は裁断等により、利用できないように処分しなければならない。

（６）受託者は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

（７）所管課長は、個人情報の管理状況について随時に立入検査又は調査をし、受託者に対して必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができる。

（８）受託者は、事故が生じたときには直ちに所管課長に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって所管課長に報告し、所管課長の指示に従わなければならない。

10　その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、区担当課と協議のうえ、決定すること。

11　担当

〒156－0043　東京都世田谷区松原６－３－５

世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課

（電話）03-6304-3453（ＦＡＸ）03-6304-3710

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」
に基づく取り組みについて

世田谷区は、全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳をもって生きることのできる社会の実現を目指し、平成３０年４月１日に「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を施行しました。

本条例では、以下のとおり事業者の責務及び差別禁止を規定しておりますので、世田谷区との契約の履行にあたっては、十分ご留意くださいますよう、お願いいたします。

（事業者の責務）
第６条　事業者は、基本理念を踏まえ、男女共同参画及び多文化共生について理解を深め、その事業活動及び事業所の運営に置いて、男女共同参画社会及び多文化共生社会の形成に向けた必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
２　事業者は、区が実施する男女共同参画・多文化共生施策に協力するよう努めなければならない。

（性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる差別の解消等）
第７条　何人も、性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別的取扱いをすることにより、他人の権利利益を侵害してはならない。
２　何人も、公衆に表示する情報について、性別等の違い又は国籍、民族等の異なる文化的違いによる不当な差別を助長することのないよう留意しなければならない。

音声コードの仕様詳細

【基本仕様】
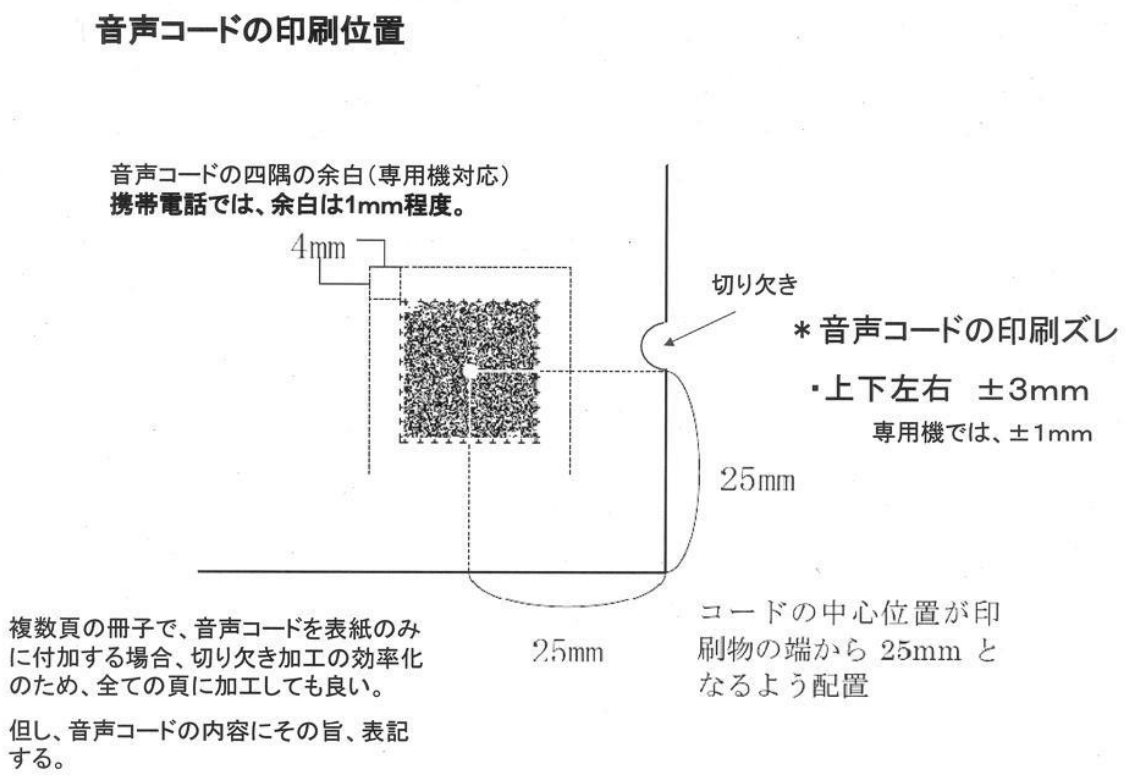
（１）印刷する音声コードは、区が作成して、受注者に支給する。
（２）音声コードの横に、直径6㎜の半円の切り欠き加工を施すこと。（下図参照）
（３）音声コードの中心位置が、印刷物の端から25㎜となるように配置すること。
（４）受注者において読み取りテストを行うこと。
（５）受注者は実際の印刷に使用する用紙に音声コードを印刷したサンプル品を区に提出し、区担当課の確認を受けた後に、本印刷を開始すること。
（６）その他の詳細は、下図のとおりとする。